

IMO 塗装性能基準に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編
鋼船規則 CS 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

IMO 塗装性能基準に関する事項

改正理由

平成 20 年 6 月 20 日付国土交通省告示第 796 号にて、2008 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に対して適用される IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）に関し、日本籍船舶に対する規定が定められた。

また、IACS は、共通構造規則（CSR）適用船に対する IMO 塗装性能基準の適用手順を定めた IACS 統一手順 No.34 をベースとして、IMO 塗装性能基準に関する統一解釈を新たに作成し、2008 年 6 月に統一解釈 SC223 として採択した。

今般、国土交通省告示第 796 号及び IACS 統一解釈 SC223 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（ただし、限定近海船を除く）の二重船側部（ばら積貨物船であって乾舷用長さ（ L_p ）が 150m 以上のものに限り）及び海水バラストタンクの塗装については、IMO 塗装性能基準の要件を適用するよう改めた。
- (2) IMO 塗装性能基準が適用されない海水バラストタンクについて、適切な塗装を施工する旨を明記した。
- (3) IMO 塗装性能基準の適用を受ける船舶に対して、IACS 統一解釈 SC223 の要件を満足しなければならない旨規定した。
- (4) 付録 C4 として「IMO 塗装性能基準仮訳（決議 MSC.215(82)及び IACS 統一解釈 SC223）」を加えた。